

8. 特殊法人等改革の取組み

特殊法人等整理合理化計画に基づき、特殊法人等の改革の推進を図るため、必要な措置を実施する。

《道路関係四公団》

道路関係四公団は、平成17年秋を目標に廃止し、民営化（東日本高速道路株式会社等6社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設置）。このため、平成16年6月に成立した民営化関係四法に従い、会社及び機構の設立手続、公団の資産評価、権利義務の承継等所要の準備を進める。

《住宅金融公庫》

特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、長期・固定金利の民間住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業を推進（8万戸（H16）→10万戸（H17））する一方、融資戸数を縮減（22万戸（H16）→20万戸（H17））する。

また、平成18年度中に住宅金融公庫を廃止し、証券化支援業務等を行う新たな独立行政法人を設置するため、次期通常国会への関係法案の提出に向け、所要の検討・立案を進める。